

今月の
テーマ

はじめに 困難に立ち向かうリーダーシップ術

1. これからは私も相続税を納めるの？
2. 医療法人成りは今後も有効？
3. 資産運用に差がつく！！～外貨建て MMF の紹介～



困難に立ち向かうリーダーシップ術

いったん破綻した会社の再建を成し遂げるだけでも大変なのに、会社再建のみならず残業を減らし早く帰る体制を作る事に成功し、社長になった人をご存じでしょうか？さらに自閉症の長男を含む男2人女1人・3人兄弟の子供の面倒を見て、肝硬変とうつ病で43回の入院をくりかえす奥さんのケアもこなした方です。毎朝5時30分に起床して子供達の弁当と朝ご飯を作り、定時より1時間早く出社して仕事をやっつけ、午後6時の定時には会社を出て家に帰り子供達のご飯を作ったり、教育を行う生活を送る。休日に1週間分の掃除・洗濯・買い物をして病院へ奥さんのケアに行く。会社では課長になったばかり。だから『無理だ』ではなく、課長ならば今までよりも自分の考えで仕事を組み立てる事ができると捉え、会議を半分に減らし、資料は事前配付の徹底、あまり重要でない業務の洗い出しと切り捨てなどを実行する事により午後10時過ぎまで残業が当たり前の会社を定期的に帰る事のできる会社へと、体制づくりをしていきます。

通常ならば仕事と家庭は両立できないと考え、会社を辞めることを選択すると思うのですが、ピンチをチャンスに変え（自分を見直すチャンスと捉え）仕事や生活の仕方を見直して、極限にまで自分と組織の時間管理や行動管理を最高水準に高める事により、会社再建と幸せな家庭作りを両立させていきます。男手ひとつで子育て、会社を育て、奥さん孝行を実現しているのです。自殺未遂を3回もした奥さんの健康回復も実現しています。破綻した赤字体質の会社を黒字に塗り替えるだけでも大変なのに、上司も部下も巻き込んで時間短縮まで実現していきます。“だらだら残業”を、『プロ意識と羞恥心の欠如だ』というポリシーから減らしていきます。

この伝説的な人物は、1944年秋田県に生まれ、6才で父親を亡くし、母子家庭4人兄弟の次男として、母親の文字どおり女手一つで成長し1969年に東京大学経済学部を卒業した、『仕事も家族もあきらめない』『ワーク・ライフ・バランス』で有名な(株)東レ経営研究所元社長、佐々木常夫氏であります。(詳細はWAVE出版『部下を定期的に帰す「仕事術」』などをご参照下さい。)

世界的な経営環境の悪化で、予想もしなかったような業績の悪化に遭遇している経営者やリーダーが少なくありません。利益が出ないのは、売上げが伸びないのは、100年に1回の不況だから、しょうがないと考えがちなのが通常だと思います。しかし、「苦難や困難は次なる成長のステップである」と分かりきっていても、『やっているつもり』というレベルと『本当に自分自身のすべてをかけて実行している』とでは、全く違う事で、佐々木元社長のように、通常の人間なら諦めてしまう事に立ち向かい、周りも巻き込んで良いチームにしていく、このリーダーシップ100%の生き様を見たとき、「この生き様を実践していれば、自分の生きてきた道って『もっと』可能性がたくさんあったはずだし、これからの自己や自分の関わる組織に『もっと』可能性がたくさん生まれるはずだと、反省しきりでした。

成迫 升敏



これからは私も相続税を納めるの？

昨年12月に税制改正大綱の発表があり、平成23年4月1日以後の相続から、相続税の増税が見込まれています。これまで「相続税なんて関係ない」と考えていた方も、今後は相続税を納めることになるかもしれません。そこで一度、改正内容のご確認をいただきたいと思います。

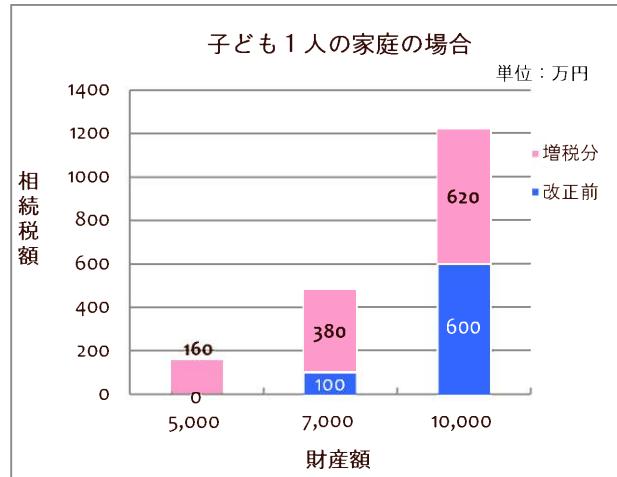
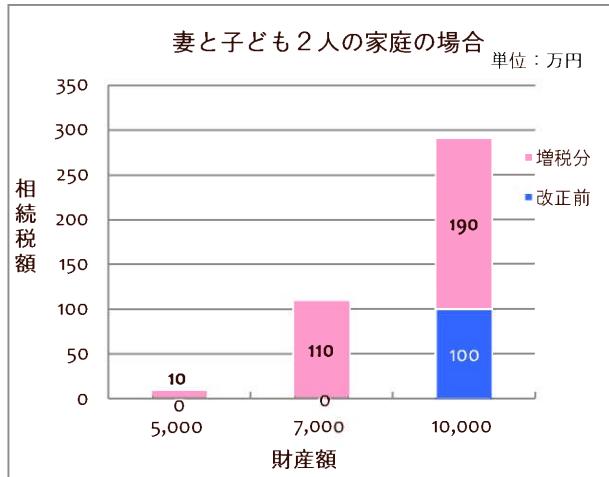
なぜ相続税が増税されるの？

相続税が増税される理由は、景気低迷により所得税、法人税等の税収が減少したためです。具体的には基礎控除額*が下がり、より多くの方が相続税を納める事になります。しかしこれについては次のような見方があります。バブル期の地価高騰に合わせて基礎控除額は上がりましたが、バブルが崩壊し土地価額が下がり続けても、当時の基礎控除額のまま据え置かれていたため、相続税を納める方は減少し続けていました。今回はその調整をしただけで増税ではないとする見方です。そのため本格的な増税はさらにこれから、といった事も十分予測されますので注意が必要です。

*この財産の額までであれば、相続税は発生しませんという範囲

具体的にどのくらい増税されるの？

実際に増税による影響を、財産額と家族構成別に以下のグラフにまとめました。



注：財産の分け方は法定相続（妻が1/2、残りは子で分け合う）を前提に計算しております。

グラフを見てわかる通り、改正前は約7,000万円までの財産であれば、ほとんどの家庭で相続税の心配はいりませんでした。ところが、改正後は約5,000万円の財産から相続税が発生する可能性があります。

死亡保険金についても増税見込み、5,000万円は意外と超えてしまう？

基礎控除以外にも増税に繋がる、死亡保険金の取扱いについての改正が見込まれています。改正前は「500万円×法定相続人の数」までであれば、死亡保険金を受け取っても相続税は非課税とされていました。ところが、改正後は「法定相続人」の中でも、「未成年者か障害者、あるいは生計を一にしている者の数」と非課税枠が小さくなる見込みです。

例えば、自宅の土地建物（3,000万円）、預貯金（1,000万円）をお持ちの方が、妻、子2人を残しお亡くなりになったとします。さらに死亡保険金（1,500万円）を受け取った場合、既に子2人が成人し独立していると、死亡保険金については妻1人分（500万円）までしか非課税にならず、差額（1,000万円）は相続財産に加算されます。その結果、財産は5,000万円に膨れ上がり、相続税が発生します。

慌てずに、まずは財産評価と相続税対策を

大切なことは「相続税は上がり始めたところで、本格的な増税はこれから」ということです。そのためにもきちんと財産の評価を行い、現状でいくらの相続税になるのかを試算した上で、相続税の対策についてもご検討いただきたいと思います。財産の評価の仕方、また具体的な相続税対策等、ご心配の方がいらっしゃいましたら、弊社スタッフまでお問い合わせ下さい。



医療法人成りは今後も有効？

平成23年度の税制改正は「法人を優遇する一方で、高額所得者には厳しい内容」となりました。法人税率を引き下げる一方、所得税については年収1,500万円以上の個人の給与所得控除を縮小するという内容です（詳しくは前月号を参照下さい）。今後もさらに富裕層への課税が強化されると考えられます。

さて、これまで個人医院の節税対策として、法人設立＝「医療法人成り」が有効な手段として考えられてきました。今回の税制改正後も、医療法人成りは節税に有効な手段なのか再度検討してみました。

「医療法人成り」による節税 主なポイント

① 所得税率と法人税率（医療法人における実効税率）の差 ② 役員報酬として受け取ることによる給与所得控除

所得税は所得に応じて税率が上がっていますが、医療法人の場合、法人税は法人所得800万円までは一律22%、800万円を越える部分に27%の税率となっています。多くの利益を出している医院ほど、所得税と法人税の税率差を上手く活用することで、税負担を軽減できます。これに加え、今回の税制改正により法人税（地方税も含む）の実効税率が4%引き下げられたことで、さらにその恩恵を受けやすくなりました。（図1参照）

次に役員報酬支給による税負担軽減の仕組みですが、まず給与として役員報酬を法人の経費とし、個人で受け取った役員報酬から更に概算経費が引かれて税金の計算をする仕組みになっています。つまり、法人で経費になり、次に役員報酬を受け取った役員からも給与所得控除という概算経費を二重に引くことができるため、医療法人成りによって節税が可能となります。（図2参照）

図1. 所得税と法人税 税率の違い

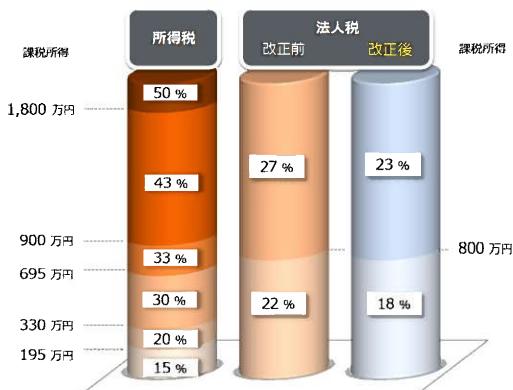
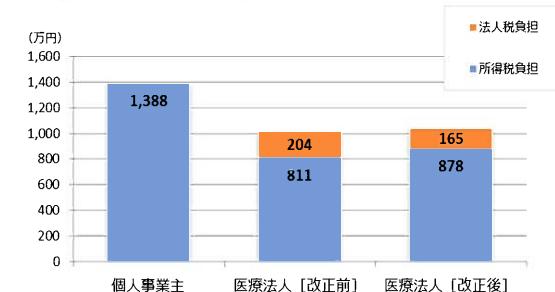


図2. 給与所得控除の仕組み



では、具体的に法人の実効税率の軽減や給与所得控除額の減額の影響により、節税効果がどれほど違うのか試算してみました。結果が下の図です。

事業形態による年間の税負担の比較



前提条件

年間収入9,000万円 利益3,600万円の診療所で
法人成りした場合
院長へ役員報酬2,700万円を払い、法人利益は900万円に
※今回は院長以外の役員報酬は0円で試算

結論からいえば、税制改正後も医療法人成りは節税に有効な手段です。改正前後での今回のシミュレーションは全体の税負担では税制改正後の方が28万円程増加しました（役員個人の所得税の負担は67万円程増加しましたが、法人税率が下がったため法人税の負担が39万円程減少しました。）個人事業主の時の税負担と比べますと改正前で373万円、改正後でも約345万円の節税が可能となっています。

法人成りによって税負担軽減効果がありますが、この他にも法人特有の節税対策（一定の要件を満たす生命保険料を経費として処理するなど、詳しくは事務所通信226号参照）を組み合わせ、さらなる節税ができる場合もあります。

今回は節税対策を中心にお話しましたが、医療法人成りを検討する場合には、節税以外の点についても考慮すべきポイントがいくつかあります。さらに具体的な対策やアドバイスについては、弊社スタッフまでご相談下さい。



資産運用に差がつく！！～外貨建て MMF のご紹介～

前号では、資産運用についてご紹介しましたが、近頃、経営者の方々から将来への資産形成や運用についてご相談を受ける機会がよくあり、将来への不安をお持ちの方も少なからずいらっしゃることを実感します。その中で、現預金の一部を外貨へ移そうとお考えの方もいらっしゃるようです。昨年6月に1ドル=80円台に本格突入してから8ヶ月以上が経ち、最近ではそれが当たりまえのようにも感じてしまいますが、最近10年間の対米ドル為替相場の動きをみれば、改めて円の水準の高さが分かります。もちろん、将来予測に「絶対」はないので、最後はご自身の判断が何より大切ですが、今回は、運用方法の一つとして、外貨建て MMF をご紹介します。

外貨建て MMF（マネー・マーケット・ファンド）とは、一言で言えば、外国の国債や社債などで運用する投資信託です。主に証券会社が資金を預り、外貨で運用して投資家に分配金を還元していくものです。主な特徴は下記の通りです。

外貨建て MMF の特徴

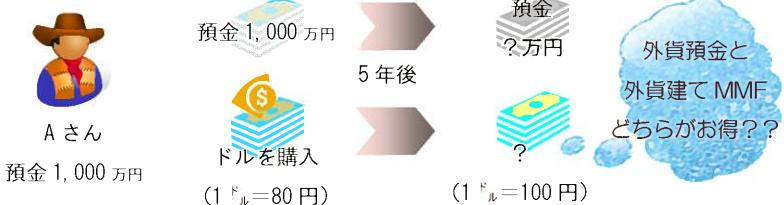
- ✓ 外国の主に国債や優良企業の社債を中心であり、一般的に元本割れリスクが極めて小さい
- ✓ 少額(1,000円～)からの資産運用が可能
- ✓ 定期などのように満期がなく、休日以外はいつでも購入・売却が可能
- ✓ 外貨建ての運用なので、為替変動の影響を受ける

【外貨預金と比較したときのメリット】

- ① 利回りが一般的に高い
- ② 為替手数料が外貨預金と比べて1/4～1/2ほど安い
- ③ 為替差益が非課税

では、これが具体的にどのくらいの金額の差になるのか検証してみましょう。例として、現在、実際に扱われている大手ネット証券会社の外貨建てMMFと大手都市銀行の外貨預金とで比較してみました。(H23.2.9 時点の公表値より試算)

[事例] 元金 1,000万円 運用期間 5年
為替相場 開始時: 1ドル=80円
終了時: 1ドル=100円
※開始時より約25%の円安ドル高を想定



比較結果	外貨建て MMF (大手ネット証券会社 A)		外貨預金 (大手都市銀行 B) 1年満期外貨定期 (10万ドル以上)		差額
	利回り	10万円	0.04%	2万円	
売買時の為替手数料	25銭	6万円	1円	24万円	18万円
税率	利子	20%	20%	5千円	1.5万円
	為替差益	非課税	5～40%	10.5～88.5万円	10.5～88.5万円
税引き後の利益		252万円	135～213万円		39～117万円

上記のうち注目すべきは、①利回り、②為替手数料、③税金の全ての面で、外貨建てMMFの方がメリットが大きいという点です。つまり、外貨建てMMFの方が、生み出された利益がより手元に残りやすく、効率的な運用手段と考えられます。通常、運用と言うと表面的な利回りのみに視点がいきやすいですが、実は、為替手数料や利益に対する税制で、これだけ大きな差が出てくることになるのです。もちろん資産運用では、この他にも各種の違いを比較検討し、総合的な判断が必要となります。今回ご紹介した外貨建てMMFのメリットは大きなポイントになると思います。資産運用については、弊社スタッフまたはFP事業部までご相談下さい。

※上記記載は、情報提供を目的としており、将来の結果を保証するものではありません。資産運用にあたっての最終的なご判断は、お客様ご自身の相場観と責任において行って下さい。